

## 連携・共同事業に係る実現に向けた工程表等

NO	関係府省	提案の内容	各省庁の回答等(平成17年7月1日)	連携・共同事業の具体的内容	実現に向けた工程表
1	総務省、経済産業省、国土交通省	共通ポータルサイトの開設による電子申請窓口の一本化(北海道IT施策推進連絡会議(DOIT5)を活用したポータルサイトの在り方の検討)	・北海道IT施策推進連絡会議(DOIT5)の場でオンライン申請のためのポータルサイトの在り方の検討を行うことは可能である。	・国・道・市町村がそれぞれ検討推進している電子申請手続等の窓口を北海道地域として一本化するなど、共通ポータルサイトの在り方を検討する。	平成17年9月～  平成18年3月  現在、道において、共通ポータルサイトの在り方に関する基本的な考え方を整理しており、今後、早期に「北海道IT施策推進連絡会議(DOIT5)」の場での検討を行っていく予定としている。  「北海道IT施策推進連絡会議(DOIT5)」においては検討結果について、一定のとりまとめを行うこととしている。
2	財務省	共同データベース構築による法人設立届出の一本化	・法人設立届出書については、既に3税統一様式化により納税者の負担はかなりの程度軽減されている。道の提案はそのコストに見合うだけの行政サービスの向上は図れないことから実現は困難と考えている。  ・既に実施している国から道へのデータ提供について、今後もより一層の連携を図っていききたい。	・既に実施している国から道へのデータ提供について、今後もより一層の連携を図っていききたい。  ・なお、納税者のより一層の負担軽減を図る観点から、既に国としては、次の施策について実施済である。  ①届出書の3税統一様式化によるワンライティング策 ②申告情報等の磁気テープ提供によるデータの共有化策  ・また、平成18年4月からは、連結法人の情報等を含めた磁気テープの提供を予定している。	今後、既に実施している届出書の3税統一様式化によるワンライティング策及び申告情報等の磁気テープによるデータの共有化策等について、より一層の連携を図っていくため、お互いに情報交換を行っていききたい。

NO	関係府省	提案の内容	各省庁の回答等(平成17年7月1日)	連携・共同事業の具体的内容	平成17年9月30日	実現に向けた工程表
3	財務省	税務に関する相談や広報事業の共同実施	<p>・確定申告期においては、既に3税合同の相談窓口を設けているところもあるが、協力体制について費用対効果と納税者利便の向上の観点から引き続き検討していきたい。</p> <p>・租税教育については、既存の協議会の活用により、更なる連携・協調を検討していくこととしたい。</p>	<p>1 「税務相談」について</p> <p>・確定申告期においては、現在でも3税協力の一環として3税協議会等において協議の上、3税の相談窓口の設置を含めた各種取組を実施しているところであり、納税者利便と行政効率向上の観点から、更なる協力について積極的に検討していきたい。</p> <p>2 「広報活動」について</p> <p>・道として、新たに税専門のTV番組を作成する場合及び広報誌を発行する場合には、必要な税情報を提供することとしたい。</p> <p>・また、3税のホームページの開設については、引き続き、重点的にPRすべき事項がある場合には、お互いのホームページ上に掲載する等、相互に閲覧可能な状況となるよう情報交換を行っていきたい。</p> <p>・ポスターや作文の募集については、既に租税教育推進協議会において支援活動を行っているところであり、今後も、更なる応募の充実と効果的な実施に向けて、お互いに情報交換していきたい。</p> <p>(注) 租税教育推進協議会の主な構成員・・・札幌国税局、道、市町村及び道・市町村の教育関係機関</p> <p>・小中高に対する教材(あるいは講師)の提供については、次のとおり租税教育推進のための諸施策について、租税教育推進協議会を中心に進めているところであり、更なる連携等を図っていきたい。</p> <p>①中学生向けの租税教育用副教材については、全道版を北海道租税教育推進協議会として作成しているところであり、今後とも協力して行っていきたい。</p> <p>②国税及び地方税職員が講師となって行う租税教室の開催に努めているが、租税教室の更なる充実にあたっては、講師派遣に関し道及び市町村職員の一層の協力が必要となることから、更なる連携・協調に向け検討を行いたい。</p>	平成17年10月～	<p>北海道租税教育推進協議会運営委員会において、道から租税教室の講師派遣に対する道及び市町村職員の積極的な参画についての提案を行う。</p> <p>国と道において、租税教育の推進に向けた講師派遣等の具体的な取組みについて検討する。</p>

NO	関係府省	提案の内容	各省庁の回答等(平成17年7月1日)	連携・共同事業の具体的内容	実現に向けた工程表	
4	厚生労働省	国と道の連携の強化による医師の臨床研修体制の充実	<p>・臨床研修制度に係る協議会については、ほぼ同じメンバーで構成しており、一元化は可能と考える。今年度実施予定の協議会についても共催で実施する方向で検討している。</p>	<p>・北海道厚生局と道との連携・共同をより一層深め、事務効率の向上を図るとともに、道民にとってわかりやすい事務を遂行する。</p> <p>①北海道厚生局が行う「北海道ブロック臨床研修制度協議会」と道が行う「北海道臨床研修病院等連絡協議会」の一元化を図ることで、事務局側の事務作業の効率化と、参加する医療機関の利便向上を図る。</p> <p>②学生向けの臨床研修病院説明会の開催や指導医講習会の開催、また実体把握のための現状調査などを協力して進めることで、道内臨床研修体制の一層の充実強化を図る。</p>	平成17年11月14日	北海道臨床研修病院等連絡協議会及び北海道ブロック臨床研修制度協議会を合同で開催予定
					平成18年2月及び4月	学生向けの臨床研修病院説明会を開催予定(北海道臨床研修病院等連絡協議会主催、北海道厚生局が協力)
5	厚生労働省、経済産業省	国・道・市町村、労働界の連携による雇用創出に向けた連携・共同事業の実施に係るプログラムの作成	<p>・地域提案型雇用創造促進事業、地域創業助成金の活用や地方版若者自立・挑戦戦略会議の開催に当たり連携を図っている。提案にあるプログラムの策定についても協力していきたい。</p>	<p>・雇用創出に向けた事業・取組の中で、北海道労働局と道の連携を一層密接にしていくことで合意。</p> <p>・また、これまでに道と協議し、雇用創出に向けた事業・取組等についての連携に関するロードマップを作成することを決めたところ。 現在、北海道労働局と道において具体的な方策及び時期について検討中。</p> <p>・平成16年7月から実施されている「ジョブカフェ北海等」等を活用した連携・共同事業に向けたプログラム作成のアイデア等について、現在、北海道経済産業局と道とで検討をすすめているところ。</p>	平成17年12月中	雇用創出に向けた事業・取組等についての連携に関するロードマップを作成する具体的な事業・取組を早急に選定し、その方策を取りまとめるとともに、ロードマップの具体的な作成に向けて検討を進める。
					平成18年3月中	「ジョブカフェ北海道」等を活用した事業について、これまでの取組や道の要望の整理を行い、具体的な連携・共同のあり方について検討を進める。

NO	関係府省	提案の内容	各省庁の回答等(平成17年7月1日)	連携・共同事業の具体的内容	実現に向けた工程表	
6	厚生労働省	国と道の連携による各種雇用創出事業と職業紹介事業の連携	・ハローワークでの求人情報の提供や地方就職支援センターによるUターン希望者への情報提供に際して、今までも連携を図っている。今後も協力していきたい。	・道内で一定の求人が出る事が予想される場合に、事前に道内や他地域のハローワーク等において当該求人情報を提供してもらうことを想定しており、現在、北海道労働局と道において具体的な方策及び時期について検討中。	平成17年10月 平成17年12月中	職業紹介事業に係る具体的な連携強化策の年内取りまとめに向け、北海道労働局と道の担当者による打ち合わせ会議を開催し、既存の取組や道の要望の整理を行いつつ検討を進める。 求人情報提供等の連携の具体的な強化方法を取りまとめるとともに、新たに連携可能な事項について検討を進める。
7	農林水産省	国有林と民有林が一体となった森林づくり	・林政連絡会議の中で議題として取り上げ、具体的な内容について検討し、実現に向けて協力していきたい。	・林政連絡会議を国(北海道森林管理局)と道(水産林務部)が共同で設置しており、同会議において以下の内容を実施する。  1 森林機能の向上に係る検討の実施 国土の保全、水源のかん養などの公益的機能が低下した森林の再生について、その機能の向上を目的として、機能の発揮状況の実態調査や機能向上のための森林整備の手法の検討などを国(北海道森林管理局)と道(水産林務部)が連携して行い、機能向上を図る取組を一体となって進める。  2 災害復旧計画についての連絡調整 国有林・民有林が混在する流域に於いて発生した山地災害に係る復旧計画等(下記の項目)について、国(北海道森林管理局)と道(水産林務部)とで連絡調整を行う。 ・ 一体とした効率的な復旧計画の作成 ・ 一体とした迅速な復旧対応(応急対策を含む) ・ 復旧工事の実施にあたっての相互の調整 ・ 地域住民等への説明会の開催 ・ 情報の共有  3 森林の観光資源化に向けた取組 森林を観光資源として活用するため、現在道有林をモデルとして、各地域の特徴を活かした観光資源となる森林・景観のポイントなどを記載した、「みどころマップ」の作成を進めているが、今後、隣接する国有林のみどころの選定やマップの作成、景観づくりという観点からの森林整備のあり方の検討などを、国(北海道森林管理局)と道(水産林務部)が共同で実施し、森林の観光資源としての活用促進について一体となった取組を進める。	平成17年10月 平成18年2月 平成18年4月 平成18年7月 平成18年8月～平成19年1月 平成19年2月～3月 平成19年4月～	17年度第3回林政連絡会議の実施 (①森林機能の評価基準と機能向上に関する検討、市町村と森林管理署との森林整備協定の締結促進について検討を開始。②災害復旧計画についての連絡調整で提案されている事項を、治山事業についての国と道の連絡調整の場である「治山事業連絡調整会議」において協議することとし、同会議を災害等の状況に応じて適宜開催することを確認。③国有林、民有林が一体となった森林の観光資源化に向けた取組について情報交換、検討を開始。)  17年度第4回林政連絡会議の実施 (第3回林政連絡会議の議題①についてこれまでの取組と今後の取組の考え方について取りまとめ。)  第3回林政連絡会議の議題①について検討結果に基づく取組を実施 同議題③について「みどころ」の方向性等の検討。  同議題③について「みどころ」の方向性等の検討結果の取りまとめ。  同議題③について「みどころ」の発掘。  同議題③について「みどころ」の取りまとめ。  同議題③についてマップ・観光ルート等の作成、景観に配慮した森林整備の検討。

NO	関係府省	提案の内容	各省庁の回答等(平成17年7月1日)	連携・共同事業の具体的内容	実現に向けた工程表	実現に向けた工程表
8	農林水産省	農作物被害調査の共同実施	<p>・農作物の被害調査については、現在においても、被害状況の情報交換等による連携を図っているところであるが、被害の実態についての確かつ公平・公正な把握や客観的なデータを作成する観点からどのような連携ができるか道と検討していきたい。</p>	<p>・北海道統計・情報事務所と道、市町村等の連携による農作物被害調査の共同実施</p> <p>①農作物の被害状況の早期把握に向けた連携体制の構築                  ②被害発生直後における被害状況等の情報の交換・共有化                  ③被害面積や被害量の把握、被害単価の設定など調査方法についての情報の交換・共有化                  ④適切な役割分担に基づく被害調査の効率的かつ的確な実施                  ⑤被害調査結果に係る情報の交換・共有化</p>	平成17年9月～12月を目途	北海道統計・情報事務所と道の担当者から成る「打ち合わせ会議」を開催し、左記③の調査方法についての情報提供を図りつつ、左記①、②、④及び⑤について、現在実施している情報交換に加え、道からの提案のうち実現可能な事項について整理するとともに、今後の連携のあり方を検討する。
9	農林水産省	国と自治体が一体となった都市と農山漁村の交流推進活動の実施	<p>・元気な地域づくり交付金の活用や道、農業団体、農政事務所等で構成される農業農村ふれあいネットワークに開発局及び統計・情報事務所も参加することにより、連携を一層強化していきたい。</p>	<p>①国が進めている施策及び道が取り組んでいる施策を総合的・一体的に推進する。                  ・道の駅等の拠点を活かした情報発信活動                  ・イベント等の共同開催</p> <p>②道と関係団体などとの連携強化                  ・道、農業団体、北海道農政事務所等で構成される農業農村ふれあいネットワークに北海道開発局及び北海道統計・情報事務所も参加することにより、連携を一層強化</p>	平成17年9月～平成18年3月  平成18年4月～5月	<p>交流に関する連携活動に向けた検討                  ・関係機関(道、JA道中央会、北海道開発局、北海道農政事務所、北海道統計・情報事務所)を構成員とする連絡会議の設置                  ・連携が可能と想定される活動についての相互の情報交換及び連携方を協議                  ・「農業農村ふれあいネットワーク」参加に係る検討</p> <p>連携の実施                  ・協議に基づき、順次実施                  ・「農業・農村ふれあいネットワーク」幹事会及び定期総会において、関係機関の参加を議案として提出。</p>

NO	関係府省	提案の内容	各省庁の回答等(平成17年7月1日)	連携・共同事業の具体的内容		実現に向けた工程表
10	農林水産省	新食糧法に基づく生産調整方針の認定に関する指導業務などの共同実施	・農政事務所支所レベルと道の支庁レベルにおいて業務連絡会を設置し、情報共有等を図り連携を強化したい。	<p>・平成16年から実施している米政策改革においては、関係機関で構成された地域水田農業推進協議会において、地域の実状を反映した地域水田農業ビジョンを作成し、その実現に向けて一体的に取り組むとともに、その取組の一環として米の生産調整を実施しているところである。</p> <p>・北海道においては、当該協議会等を通じ道と北海道農政事務所が連携を図っているところであるが、支所段階の業務の円滑な連携に資するため、業務連絡会(仮称)を設置することにより、双方の有機的な連携を強化し、水田農業の構造改革の推進を図ることとした。</p>	<p>平成17年 9月</p> <p>平成17年10月</p> <p>平成17年11月</p> <p>平成17年12月</p>	<p>主産地(上川、空知、石狩等)での設立に向け道と北海道農政事務所による内容検討 ①業務連絡会(仮称)の役割 ②道支庁と農政事務所地域課の連絡調整窓口部署の設置 ③道支庁と農政事務所地域課の管轄区域の違いによる連携方法 ④主産地以外の地域(十勝、日高、網走等)の対応方法</p> <p>道支庁と農政事務所地域課による業務連絡会(仮称)設立に向けた検討</p> <p>業務連絡会(仮称)の設立</p> <p>業務連絡会(仮称)による地域への水田農業構造改革に関する説明・助言等を実施</p>
11	農林水産省	道内における食育推進活動の共同実施	・食育に関する取組について情報の共有化を図るなど緊密な連携を図っていききたい。	<p>・食育に関する取組について情報の共有化を図るなど緊密な連携を図っていく。 →具体的には道内で実施する食育に関するイベント等の情報の共有化、関係者への周知作業の相互協力</p> <p>・広域な北海道における食事バランスガイドの普及・啓発活動の相互協力</p> <p>・道が「食の安全・安心条例」に基づき取り組む食育推進行動計画の策定・推進への相互協力・支援</p> <p>・地域における食育推進活動の情報の共有化と支援活動</p>	<p>平成17年4月～</p> <p>平成17年7月～</p> <p>平成17年12月～</p> <p>平成18年1月～</p>	<p>・食育に関する取組についての情報の共有化をその都度図っており、関係者への周知等相互協力しているところ。 ・現在、十勝、網走、宗谷、後志、胆振支庁などにおいて進められている、食育推進協議会の発足に向けた取組への農政事務所地域課による情報提供や支援・協力が行われているところ。今後もすべての地域においての実現を目指して支援・協力や道段階、地域段階での情報提供などを行っていく。</p> <p>・「食事バランスガイドブロック説明会」の10月20日開催に当たり、道保健福祉部も含めて連携しているところ。</p> <p>・道における食育推進行動計画の策定・公表段階から情報交換・協議を行い、具体的な連携方法を決定し実施に向けて努力する。</p> <p>・道の食育推進行動計画の策定後に計画とリンクさせた普及・啓発活動の実施を行う。</p>

NO	関係府省	提案の内容	各省庁の回答等(平成17年7月1日)	連携・共同事業の具体的内容	実現に向けた工程表	
12	農林水産省	第3種、第4種の特定漁港漁場整備事業計画策定に係る会議事務等の共同実施	・現地調整会議を道との共催により開催し、計画策定に必要な資料作成に係る事務を共同で行うこととした。	・計画策定に必要な資料作成に係る事務を共同で行うために現地調整会議を道との共催により開催する。	平成17年9月～	今後、現地調整会議の共催方法について、道関係部局と鋭意調整することとしており、年内を目途に、現地調整会議を共催により開催する仕組みを整備する。 現在、11月末を目途に、現地調整会議の共催に向けて、特定漁港漁場整備事業計画策定に係る課題の調整方法、会議の開催通知の方法等の具体的な事務分担について、北海道開発局と道の関係部局間で調整中。
					平成17年12月	北海道開発局と道で協議した現地調整会議の事務分担内容を踏まえ、実際の事務を担当する北海道開発局の各開発建設部と道の各支庁に、北海道開発局及び道から現地調整会議の開催事務に関する文書を通知。
					平成17年12月～	文書通知後、新たに生じる特定漁港漁場整備事業計画の策定に係る現地調整会議を、関係開発建設部及び道関係支庁が共催。

NO	関係府省	提案の内容	各省庁の回答等(平成17年7月1日)	連携・共同事業の具体的内容	実現に向けた工程表
13	経済産業省	バイオ産業行政協働会議の活用など国と道の密接な連携によるIT・バイオ産業クラスターの創出	<p>・バイオ産業行政協働会議及び北海道IT経営応援隊による取組により既に連携を図っている。引き続き連携・共同事業を実施していきたい。</p>	<p>(IT) ・北海道IT経営応援隊と連携した中小企業のIT利活用の促進及びIT産業の振興</p> <p>(バイオ) ・バイオ産業行政協働会議(C7北海道)の活用など国と道の密接な連携によるバイオ産業クラスターの創出</p>	<p>IT・バイオ産業クラスターの創出に向けては、従前より、北海道IT経営応援隊(北海道経済産業局、北海道労働局、道等21機関が参加し、平成16年6月設置)や北海道情報産業クラスターフォーラム(北海道内の情報産業関連企業、大学、研究機関等が参加し14年5月設立、北海道経済産業局が補助・支援)、バイオ産業行政協働会議(C7北海道:北海道経済産業局、北海道厚生局、道等7機関が参加し、15年4月設置)を通じ、道と連携・共同して事業を実施しているところであり、今後においても、以下のものを含め、連携・共同して各種事業に取り組んでいくこととしている。</p> <p>(IT) 平成17年9月 IT産業経営力強化支援事業の実施 ・トップマネジメントスクール等を通じ、企業間連携に際してコアとなる強い企業を輩出する。</p> <p>平成17年10月 経営革新チャレンジセミナーの開催(渡島、胆振地域) ・地域の中小企業のIT利活用促進と地域のIT企業の販路拡大を目的にセミナーやビジネス交流会を開催する。</p> <p>平成18年1月 経営革新チャレンジセミナーの開催(上川地域) ・地域の中小企業のIT利活用促進と地域のIT企業の販路拡大を目的にセミナーやビジネス交流会を開催する。</p> <p>(バイオ) 平成17年8月 施策紹介冊子『必見!「バイオビジネス支援策」アラカルト』の改訂 ・C7北海道の参加機関が有する支援ツールを一元的に把握できる冊子を改訂し配付</p> <p>平成17年9月7日～9日 バイオジャパン2005(横浜)出展 ・国内最大のバイオ産業展示会に国、道、札幌市、産総研及び企業などが合同出展するとともにプレゼンテーションを実施</p> <p>平成18年1月下旬 バイオ企業合同説明会 ・バイオ分野の人材と企業とが集中的に出会う人材マッチングを厚生労働省委託事業を活用し開催</p> <p>以下の3項目については、道からの要望を受け、具体的な連携の内容について調整中</p> <p>平成17年10月19日～21日 ヒューマンライフ・サイエンス・フォーラム2005(全科展2005)(大阪)出展 ・北海道バイオ産業クラスターフォーラム参加企業が出展 展示会出展報告(北海道バイオ産業クラスター・フォーラム・プレゼン会)</p> <p>以下時期未定 ・国内外展示会出展企業等が出展成果を周知 親子バイオ教室などのバイオテクノロジーの普及啓発事業 ・バイオへの理解を広め、バイオ産業を担う人材を育成するため、親子参加型の体験教室等を実施</p>



NO	関係府省	提案の内容	各省庁の回答等(平成17年7月1日)	連携・共同事業の具体的内容	実現に向けた工程表	
14	国土交通省	異常気象時における国と道・市町村の相互代行、受委託等による除排雪の試行的実施	・異常気象時の除排雪について、国・道・市町村から成る協議会等において調整の上、相互代行等を実施するということは可能である。	<p>・モデル地区を選定し、国と道・市町村等から構成される地域道路防災連絡協議会で、除雪機械の無償貸与の方法、連携体制の確認、除排雪の優先路線選定、緊急時の雪捨て場確保、体制発動基準等の相互支援方法等を事前に検討する。</p> <p>・モデル地区を対象に、大雪を想定した国と道・市町村等による共同訓練を行い、相互支援方法の課題整理と体制強化検討を行う。</p> <p>・モデル地区での検討から得られた知見を整理して全道展開を図る。</p>	平成16年10月	・北見市を先進モデル地区として、国・道・北見市で勉強会を設立
					平成17年3月	・異常気象時における除排雪体制の現状把握・整理
					平成17年9月頃～	<p>・モデル地区の選定</p> <p>・協議会によるモデル地区での検討(除雪機械無償貸与方法、連携体制確認、優先路線選定、緊急時雪捨て場確保、体制発動基準検討等)</p>
					平成17年11月頃	・先進モデル地区(北見市)での共同訓練
					平成17年11月頃～	・共同演習等による課題整理と改善検討
					平成18年度	<p>・モデル地区の追加選定</p> <p>・協議会によるモデル地区での検討(除雪機械無償貸与方法、連携体制確認、優先路線選定、緊急時雪捨て場確保、体制発動基準検討等)</p> <p>・モデル地区での共同訓練(課題整理と改善検討)</p>
					平成19年度以降	・全道展開を図る。

NO	関係府省	提案の内容	各省庁の回答等(平成17年7月1日)	連携・共同事業の具体的内容	実現に向けた工程表	
15	国土交通省、内閣府	国と道の気象・河川・火山観測情報や道路などの管理情報の一元化・共有化	・開発局・札幌管区気象台・道の3機関の災害時等の情報を共有するため、連絡室を試行的に設置している。また、防災情報共有システムの運用により情報共有を開始している。	・道と国の気象情報や道路の通行止めといった管理情報について、一元化・共有化を図るシステムづくりに取り組む。	平成17年3月22日	現地動画情報などをリアルタイムで共有する「防災情報共有システム」の運用を開始。 (道は、観測情報の土木現業所への接続、道路情報を「防災情報共有システム」に組み込むためのシステム整備等を実施中)
					平成17年度末	道は、観測情報の土木現業所への接続、道路情報を「防災情報共有システム」に組み込むためのシステム整備等、「防災情報共有システム」のネットワーク化及び必要情報の整備を完了。
					平成17年度以降	残り市町村(H16末現在の配信市町村数:28)への配信等を順次推進。  ※防災情報共有システム 北海道開発局が所有する河川、道路等の公共施設管理用光ファイバ網を活用して、防災に関する情報を関係機関と共有するシステム。光ファイバ網に接続された各防災関係機関からの画像、データを確認することができる。  ※防災関係機関(H16年度末現在) 北海道開発局・札幌管区気象台・道のほか、北海道警察と道内28市町村。

NO	関係府省	提案の内容	各省庁の回答等(平成17年7月1日)	連携・共同事業の具体的内容	実現に向けた工程表
16	国土交通省、内閣府、総務省	防災体制や防災装備の一元的な管理・運用	<p>・既に国の非常災害現地対策本部と道の災害対策本部の合同会議を開催している。道の要請に基づき開発局の防災ヘリ等の防災装備を出動させた実績もある。今後も十分に連携していきたい。</p>	<p>①国の設置する非常災害現地対策本部と道の設置する災害対策本部は合同会議を設置し、他の災害時においても北海道と北海道開発局はそれぞれの情報を相互に提供することにより、情報の共有化を図る。</p> <p>②各機関の保有する防災ヘリ等の各種防災対策装備の一体的運用を図る。</p> <p>《想定事例》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人命救助、災害情報収集のための防災ヘリの効果的活用→道ヘリ(はまなす)、開発局ヘリ(ほっかい)</li> <li>・開発局所有の「災害対策本部車」、「情報収集車」の活用による迅速な現地対策の実施</li> <li>・通信車両の効率的運用による災害情報の収集・対策→道(衛星車載車たんちょう)、開発局(衛星通信車)</li> </ul> <p>以上のとおり、道の設置する災害対策本部に国の機関が加わることで、被害情報や災害対応情報の共有・一元化を図るとともに、各機関が有する各種防災対策装備を災害時等に一体的運用することで、より迅速かつ効果的な災害対策の実現を図る。</p>	<p>①について 平成12年の有珠山噴火の際は、上記体制のもとで円滑な災害対策の実施に努めてきたところであり、今後も、一層緊密な連携(災害対策本部が設置された場合、連絡要員を配置)のもと、的確な防災体制がとれるよう努めていく。</p> <p>②について これまでも、道からの要請で防災装備を出動させている実績に加えて、上記の体制のもとで緊密な連携のもと防災体制が取られることにより、防災対策装備の一体的な運用は十分に可能と考えられる。</p>

NO	関係府省	提案の内容	各省庁の回答等(平成17年7月1日)	連携・共同事業の具体的内容	実現に向けた工程表
17	国土交通省	道路管理者が連携した案内標識の整備	<p>・道路管理者が連携した案内標識の整備については、国・道・札幌市等で道路標識に関する連絡調整を行っており、引き続きこの場で検討していきたい。なお、道路案内標識における多言語使用については、視認性の問題がなければ現行でも対応可能である。</p>	<p>・道路管理者により都市内散策型の歩行者系モデル地区を選定する。</p> <p>・モデル地区について、道路管理者である国、道、市町村と地元観光協会等で構成した協議会を設立し、歩行者動線や統一的な表示内容等を検討するとともに、地域や道路利用者の声を聞きながら誘導すべき観光地を選定する。</p> <p>・ピクトグラムの活用等を図りながら案内標識計画を策定する。</p> <p>・モデル地区において計画を試行し、歩行者等を対象としたアンケート調査等による評価を行う。</p> <p>・計画評価に基づき順次整備を進める。</p>	<p>平成17年9月頃～平成17年10月頃 平成17年12月頃 平成17年12月頃～平成18年3月頃 平成18年4月頃～平成19年3月頃 平成19年度以降</p> <p>道路管理者によるモデル地区の検討 モデル地区の決定 モデル地区での標識協議会(仮称)設立 統一的な表示内容等、計画内容の検討 試行内容を決定 モデル地区での試行実施(統一的な表示内容、ピクトグラムの活用等) 計画の評価 評価を踏まえ順次拡大を検討、実施</p>
18	国土交通省	ビジット・ジャパン・キャンペーンに関する連携	<p>・地方連携事業の事業方針についての事前の情報提供や事業選定・選択の仕組みづくりを検討していきたい。</p>	<p>・地方連携事業の事業方針についての事前の情報提供や事業選定・選択の仕組みづくりの検討</p>	<p>平成17年7月11日 平成17年12月 平成18年2月</p> <p>検討会議開催(北海道運輸局・道経済部観光くにつくり推進室) ・VJC地方連携事業の実施にあたり、事前の情報提供や事業選定・選択について、道と共同で行う体制づくりについて検討。 道担当者との打ち合わせ会議開催予定 ・18年度事業の募集方法について 道担当者との打ち合わせ会議開催予定 ・18年度事業の選定について</p>

NO	関係府省	提案の内容	各省庁の回答等(平成17年7月1日)	連携・共同事業の具体的内容		実現に向けた工程表
19	環境省	国指定鳥獣保護区管理員と道自然保護監視員等との巡視の連携	・巡視区域が重複する箇所について、相互に得た情報の共有については有益であるので今後必要な連携を図っていききたい。	<p>・道提案の「国指定鳥獣保護区の管理員と道が委嘱している監視員等との巡視区域が重複又は隣接している、国立・国定公園、道立自然公園等において、相互に巡視することにより、巡視の補完や得られた情報の共有化が図られる。」「国、道が連携・協力するための協議機関を設置する。」に対する、環境省回答「巡視区域が重複する箇所について、相互に得た情報の共有については有益であるので今後必要な連携を図っていききたい。」を踏まえた、連携の具体的な実施内容・日程は、道担当部局と現在調整中である。</p> <p>・なお、現在調整中の事項は以下のとおり。</p> <p>①巡視区域が重複する箇所の相互に得た情報の共有について連絡体制の整備 ②道、環境省の情報交換を目的とした会議の開催</p>	平成18年2月下旬(予定)	<p>道と環境省の情報交換の場の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然保護行政連絡会議等活用した情報交換の場の設定</li> <li>・情報の共有が可能な箇所の選別や相互連絡体制の在り方の検討</li> </ul>